

第3回

治験中核病院·拠点医療機関等協議会

橋渡し研究支援拠点 サポート機関からの報告



財団法人 先端医療振興財団 臨床研究情報センター 研究事業統括 福島 雅典 (橋渡し研究支援推進プログラム サポート室長)

2003/12/2

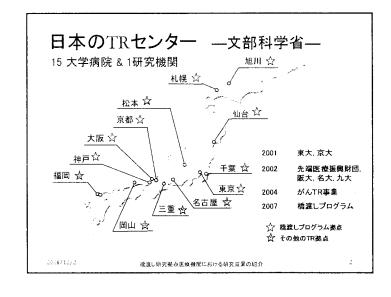
橋渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

トランスレーショナルリサーチの基盤

- 1. 科学* ー 基礎研究、臨床試験インフラ
- 2. 診療* State-of-the-Art 患者数、診療レベル
- 3. 倫理* 一 倫理審查水準 ICH-GCP
- 4. 知財 ー 特許、ノウハウ
- 5. 事業 製品化、ビジネスモデル
- * 求められる品質管理

2008/12/2

機渡し研究拠点逐後機関における研究成果の紹介



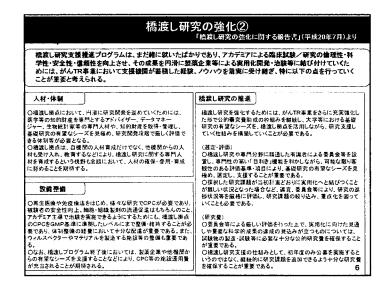
トランスレーショナルリサーチ ~コンセプト実証への3つのハードル~

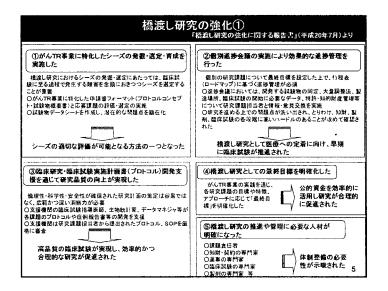
- 知財 特許化 …知財戦争
- 製剤 委託製造·輸入 ···薬事法 GMP/GLP 院内製剤
- 臨床試験 = 治験 ···薬事法 ICH-GCP

2008/12/2

文部科学省:橋渡し研究支援推進プログラムの進捗状況について

		拠点で	進めてい	る有望	な研究	ニシー	ズ係	Ŋ				
試験物の名符	港卓名	対象狭心	以故事 別注	華城城集	章性 数	集要1 完成 ▼		プロトコ ル 等完成 ▼	倫理委員 会 未選 ▼	- 14	可食録 (現在 マ	
骨髓型苯系幹細胞	礼医大	583	(CIMB)	0	0	-	#	Ţ.,	##		\vdash	1
背髓瘤實施症	外线	分类数据	(CMP)	0	9	\vdash	4	1		\perp	→	
すっしょりゅうりょ	北大	関係を分裂体	(#GMO?)	0	Δ	-	1	1				1
口腔粘膜上皮細胞シート	東北大	姓治性角粘胶块 療	Δ (CBMP)	0	0	H	#	•		П		1
PET/ 0-/	東北大	787M(?- \$\}	(#GMP)	0	Δ	-	1					1
tHt:CD266644	東大	恶性中疾酸	(GMP)		6	H	#	•		П		1
G47 A (HSV) (BX)	東大	四島病	O (COMP)	0	9	H	#	#		建 压于	治銀	新 查会審議中
	京大	法在教育病	(#.GMP)	0	AVI		#	_		直皮を	维 符(· 斯朗皮申斯準備中
自己骨格筋シト	版大	重定心不全	(GMP)	a	6	H					_	1
WT1ペ/ 計 癌分か	版大	四杉植	(COMP)	0	o		#	#		#	_	1
7034尾性鏡線分離機器	BIES	ASC · TAO	(CMP)	6	IVA		#	\pm		T	_ ;	- - 医静主寻治験中





平成21年度健康研究概算要求方針との整合

「平成21年度健康研究概算要求方針」(平成20年8月26日健康研究推進会議決定)

橋渡し研究・臨床研究拠点や研究支援の強化

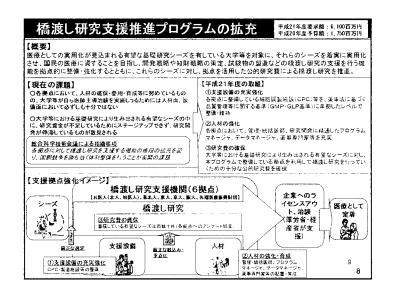
【考え方】

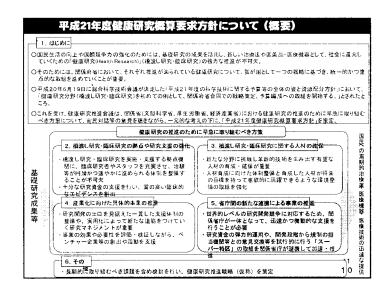
- 〇健康研究を強力に推進していくためには、橋渡し研究や臨床研究を実施・支援 する拠点機関に、臨床研究者やスタッフを充実させ、健康研究が円滑かつ速や かに進められる体制を整備することが不可欠である。
- 〇また、健康研究(医師主導治験を含む)が円滑に実施されるよう十分な研究資金の支援を行い、質の高い臨床的なエビデンスの創出に努めることが求められる。
- 〇そのためには、橋渡し研究・臨床研究の拠点を重点的に強化することが必要である。

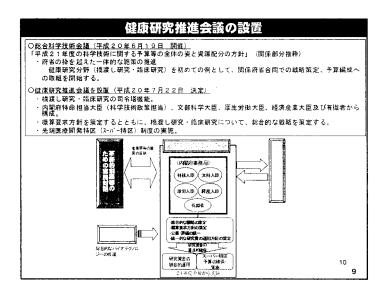
【重点的に強化すべき取組】

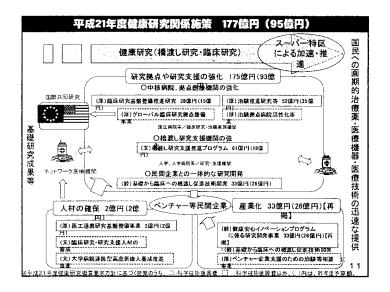
○大学等の基礎研究の成果を実用化に向けて橋渡しするための支援拠点の整備に向けて、医療機関等において必要な人材の確保等、体制整備を行うとともに、 十分な研究資金の確保により、拠点を活用して行われる研究の支援を行うこと

文部科学省:橋渡し研究支援推進プログラムの進捗状況について









TR支援推進プログラム募集要項-1

1. 目的

(平成19年3月)

医療としての実用化が見込まれる有望な基礎研究の成果を開発している研究機関を対象に、シーズの開発戦略策定や、薬事法に基づく試験物製造のような橋渡し研究の支援を行なう機関を重点的に整備するとともに、これら拠点の整備状況を把握し、拠点間のネットワーク形成などによりサポートする体制を整備することを目的にしています。

2008/12/2

橋渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

1

拠点サポート方針

目的

- アカデミアにおけるR&Dパイプラインの強化

ゴール

各拠点において、システムとして、TR支援がなされ、 複数のシーズがR&Dのトラックを流れている状態 → 医薬品開発における企業(国民)負担の軽減

アプローチ

- 各拠点におけるTR支援基盤の構築支援
- 個別シーズの入口・出口戦略の策定と加速化の支援

2008/12/2

橋渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

7

TR支援推進プログラム募集要項-2

2. 本事業の概要と審査に際しての基本的考え方

(亚成10年3日)

- ……この事業を通じ、5年間で、1機関あたり有望な基礎研究の成果が、2件ずつ薬事法に基づく治験の段階に移行することを目指します。
- ① 橋渡し研究支援機関の機能強化
- ・候補試験物に合わせた開発戦略の策定の支援
- ・戦略的な知的財産の確保・活用の支援
- ・データセンター機能
- ・非臨床試験、試験物製造等の支援
- ② 橋渡し研究支援を行なうための人材の確保・登用・育成
- ③ 橋渡し研究支援
- ④ 橋渡し研究支援機関の活動・連携の促進(サポート機関) 進捗管理、ネットワーク形成、シーズ情報の収集・提供

2008/12/2

楹渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

R&Dパイプラインの強化目標

各拠点における

- ① 知財権の確保促進・適正評価の仕組み作り →戦略的特許化、知財管理経営
- ② CPCのGMP対応とその持続的運用 →確認申請
- ③ 開発型医師主導治験実施体制の整備 →スポンサー機能/データセンター

2008/12/2

橋渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

る研究成果の紹介

TR拠点サポートツール

TR基盤

基盤整備進捗会議(年2回) TR基盤整備度評価スケール

シーズ

シーズ進捗会議(年2回)

R&Dデータシート

ロードマップ

拠点間の情報交換

拡大運営委員会(年2回)、各種専門家連絡会

3008/12/2

機渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

①シーズを評価・選定する体制

«Ketwords»

シーズ管理

目利き --開発成功確率の推定

知財権の評価

優先順位付け

知財権の強化

3008/12/3

福渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

橋渡し研究支援推進プログラム

基盤整備度評価スケール

- ① シーズを評価・選定する体制
- ② 試験物の製造を促進・管理する体制
- ③ 臨床試験を準備する体制
- ④ 臨床試験を実施する体制
- ⑤ プロジェクトを管理する体制

2008/12/2

権渡し研究拠点送強機関における研究成果の紹介

10

②試験物の製造を促進・管理する体制

electividad de

仕様決定

製造施設

委託製造

非臨床試験

院内製剤化

2008/12/2

機渡し研究拠点医療機器における研究成果の紹介

③ 臨床試験を準備する体制

San Side

- プロトコル開発
- 文書化
- 研究倫理
- 標準作業手順書
- 規制当局対応

2008/12/2

橋渡し研究拠点医像機関における研究成果の紹介

13

15

⑤ プロジェクトを管理する体制

- 開発戦略会議
- 進捗管理
- 出口戦略

情報集約

契約管理

2008/12/2

橋渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

④ 臨床試験を実施する体制

43.4.4.4

- ⇒試験物管理
- 文書管理
- ◎ データ管理
- モニタリング
- ∞被験者確保

2008/12/2

橋渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

14

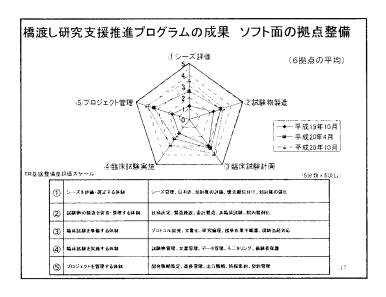
橋渡し研究支援推進プログラム 現在及び目標とする人員体制

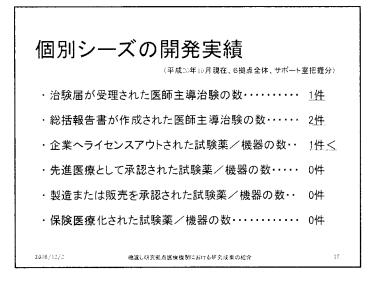
- 開発企画・管理の専門家
- 開発正画・管理の専門家知財・契約の専門家
- 製剤の専門家
- 毒性の専門家
- ****
- 薬事の専門家
- 臨床試験管理の専門家
- データマネジャー
- 生物統計家

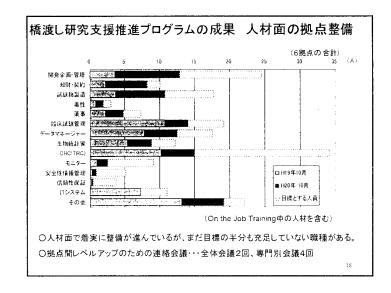
- CRC
 - モニター
 - 安全性情報管理の専門家
 - 信頼性保証の専門家
 - ITシステムの専門家
 - 品質管理・品質保証の 専門家

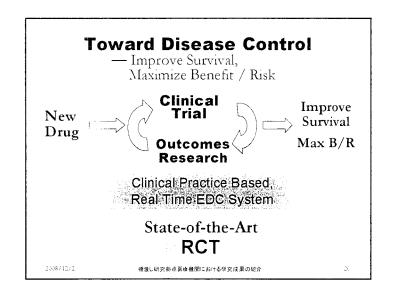
2008/12/2

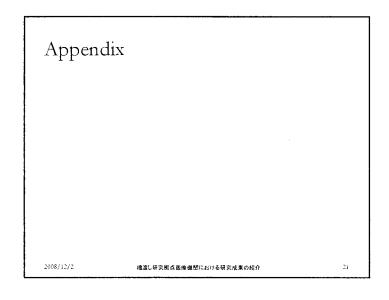
橋渡し研究拠点医療機関における研究成果の紹介

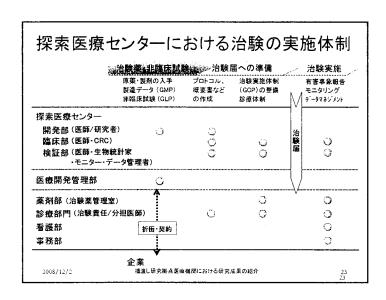


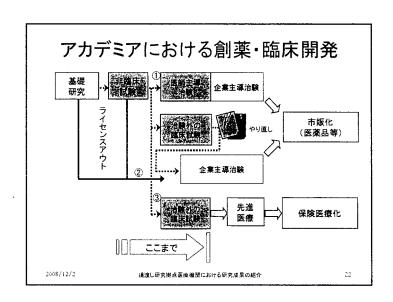


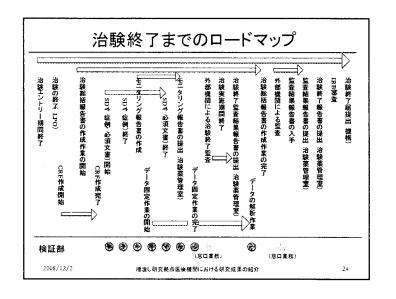


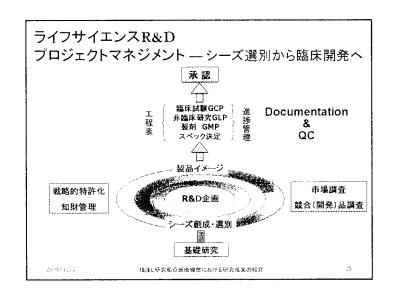


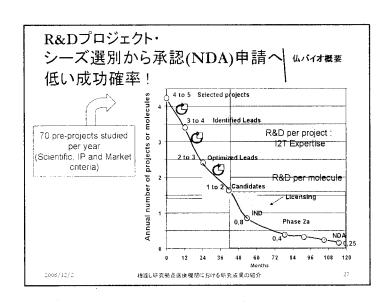


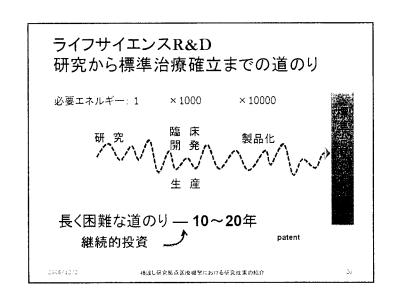


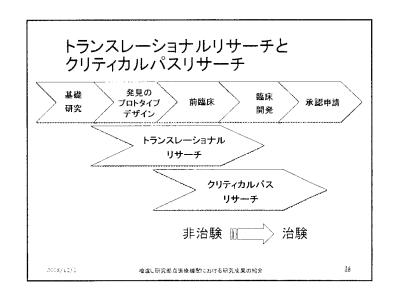












2008/12/2

The three legal framework prerequisite for innovative development

医薬品・医療機器開発における3つのハードルと 開発力強化に必要な法整備

ハードル	内容	必要な法	
1. 知財	特許ビジネス	知財管理適正化法	
2. 製剤	薬事法 (GMP, GLP等, 規則)	被験者保護法/ 薬事法改正	
3. 臨床試験	薬事法(GCP), 各種ガイドライン	医療の質保障法	

Clin Eval 34 (3) 2007

わが国におけるライフサイエンス・ イノベーションのために

福島雅典

京都大学医学部附属病院探索医療センター探索医療検証部

Where are we now in the race for innovation? — A proposal of three laws for stronger Japan

Masanori Fukushima

Dept. Clinical Trial Design & Management. Translational Research Center, Kyoto University Hospital

Abstract

The national policy announcement in 2006 of the Japanese new Prime Minister Shinzo Abe and the subsequent report entitled "Innovation 25" emphasizes the importance of innovative drug development. In order to promote innovations in drug development, the author proposes three legal frameworks as the prerequisites.

It should be emphasized that drug development is exclusively a patent business. Thereby, first, a law for the protection of intellectual property rights (IPR), which promotes strategic, business-minded management of IPR in the academie. Second, a law on protecting human research subjects, which covers the conduct of all the clinical trials under the supervision of Good Clinical Practice(GCP), using medical products manufactured under Good Manufacturing Practice(GMP), based on pre-clinical researches under Good Laboratory Practice (GLP), all of which fall under the Pharmaceutical Affaires Law. Third, a law for quality assurance of clinical practice, which defines standardizations of medical record formats: risk management and outcome evaluation systems; and medical audit, by which medical practice is standardized and state-of-the-arts could be established, and by which the bases of clinical research and development is to be constructed.

Without the appropriate legal framework such as mentioned above, uninformed and unprotected Japanese citizens could become victims of exploitation by others. The government and other authorities concerned must realize the importance of a strong legal framework in modern drug research and development.

Key words

innovation, clinical research, drug development, intellectual property right, protection of human subjects

Rinsho Hyoka (Clinical Evaluation) 2007; 34:539-44.

はじめに

2006年秋に成立した安倍政権はその所信表明演 説での公約に「イノベーション25」を掲げ、2025 年までを視野に入れた中・長期戦略の中で、医薬 を筆頭に挙げた1). これをうけて2007年2月26日、 「イノベーション 25」中間とりまとめ²⁾ が発表さ れた.この中の「医療・健康」分野においては、例 えば「マイクロカブセルを就寝時に飲むと、朝に はすべての健康状態が判っているなど,常時健康 診断が可能となる」といったドラえもん的世界が 空想されている。根拠も意義もはっきりしないこ のような記述はさすがに各分野の担当省庁からも 現実性を欠くとして批判的に受け止められている ようだ3、また、2007年3月、柳澤厚生労働大臣 が経済財政諮問委員会に対し提出した「医薬品・ 医療機器分野のイノベーション創出に向けて」と する資料の中では、医薬シーズの発見から、臨床 研究・治験、承認審査を経て製品化を実現するま でのプロセスの重要性が指摘され、4月中には厚 生労働省としての政策パッケージを発表する,と あるか、

残念ながら、これら政策提言の中で欠落しているのは、この分野における烈しい国際競争についての深い現況認識と地政学的洞察、そして何よりも科学的知識、特に臨床科学(clinical science)において知識が生成される仕組みと、その論理構造に則した形での基盤的な法設計に対する展望である。前者については稿をあらためるとして、本稿では緊急性を要する後者について、わが国が掲げ

る科学技術立国という国是を踏まえて、イノベーションを促すために必要な措置について、必要な法的整備とその理由、および、それらを根拠づける国内外の状況、そして創薬・臨床開発にかかる科学的論点について、述べる.

1. 創薬・臨床開発促進に必要な法整備5~7)

医薬品開発においては、以下の3つの大きな ハードルがある (Table 1).

第1は知財(知的財産権)であり、医薬品を開 発するためには、開発しようとする候補物、その 製造法、およびその用途について特許権を取得す ること、その十分な存続期間が必須の要件であ る. すなわち, 戦略的な特許化がポイントである. 医薬品は特許ビジネスである. よって、早急に大 学等開発機関における知財管理適正化 (強化) が 必要である。そのために立法すべき知財管理適正 化(強化)法は、一言で言えば、国家予算による 研究成果の特許出願前の発表・出版の規制措置で ある。また、戦略的特許化、すなわち、個別特許 はもとより,基本特許化まで、すべて発表は控え, 製品化のプランニングとともに周辺特許, さらに 改良特許へと工業所有権の戦略的拡大を促進すべ きである。そのためには、大学等開発機関に特許 ビジネスのマインドを徹底しなければならない. つまり、特許保護を基盤とする契約に基づく事業 化、ライセンス料収入、場合によっては特許権譲 渡などによって大学における知的財産を経済的基 盤へと転換することを推奨し、大学等開発機関の 財務的自立を促すべきである.

Table 1 The three legal framework prerequisite for innovative development of drug and medical device

医薬品・医療機器開発における3つのハードルと開発力強化に必要な法整備

ハードル	内 容	必要な法
1. 知財	特許ビジネス	知財管理適正化法
2. 製剤	薬事法(GMP、GLP等,規則)	被験者保護法/薬事法改正
3. 臨床試験	薬事法 (GCP), 各種ガイドライン	医療の質保証法

第2は製剤で、ヒトに投与する以上、品質の信 頼性が保証されなければならない。GMP (Good Manufacturing Practice)に対応した製剤が継続的 に十分な量で確保されなければ、またGLP (Good Laboratory Practice) に対応した動物実験等前臨 床データがなければ、医薬品として開発するため の臨床試験はできない、EU(ヨーロッパ連合),US (アメリカ合衆国)においては,製造販売承認目的 であるか否かに関わらず、医薬製造物についての 臨床試験は、わが国でいうところの薬事法の適用 を受けることが当然となっている。これに対し、 わが国においては,製造販売承認目的の[治験]の 枠組みの外では、薬事法が適用されない臨床研 究,臨床試験が横行しており,このような研究は、 研究の対象となる患者の人権と安全が保護されな いばかりか、その結果の信頼性も乏しく、製品化 のための承認審査のデータとして活用できないた め、医薬品開発の障害となっている。よって、す べて新規候補物のヒトへの投与は薬事法規制下で 治験として行うように薬事法を改正すべきであ る. また. これを根拠づける上位の法律として,被 験者保護法を制定すべきである.この点について はすでにトランスレーショナルリサーチ基盤整備 に関わる論稿に述べた.

第3は、臨床試験であるが、この品質を確保し、 そのための基盤を強化するためには、臨床試験を 実施する以前の,標準治療の質の保証が不可欠で ある. 標準治療の適切な実施により State of the art が達成されていない限り、何を比較対照とし て、または何を対照治療として、新たな方法につ いての有効性・安全性を検証する臨床試験を行う のかも不明瞭であり、標準治療の革新はできな い、そこで、State of the art 達成と医療の安全保 証の基盤確立を目的とした, 医療の質保証法を提 案する, 医療の質保証のために、カルテの標準化、 リスクマネジメントの基準化, 疾病登録とアウト カム (治療成績) 評価、カルテ開示と監査の規定 を具体的に定める. 医療の質保証法は、各医療機 関の診療のレベルを向上させることを目的とする ものでこれによって, 臨床試験を促進する環境が 整うことになる。特に、疾病登録と重要な臨床情報のデータベース化は、わが国が臨床試験において、グローバルにリードする唯一の方策であり、この実現なしに医薬品開発の国際競争に勝ち残ることは不可能であろう。

ハードル1. と3. は特に、大学等開発機関、病 院の国際競争力の強化策として,2,はわが国のバ イオ産業の振興策として不可欠であり、きわめて 即効的かつ強力なインパクトを与えるものと信ず る. これら三つのハードルをクリアするための法 整備は、わが国の創薬、臨床開発力を飛躍的に高 めるために必須である. 2006年に「高度先進医療」 を「先進医療」へと一本化し、法的には「評価療 養」8 として分類することとしたのは一つの進歩 であるが、この「先進医療」の開発と審査につい ては,実験的医療を初めて人に対して適用する時 点からのデータを蓄積するシステムが存在せず、 信頼性を保証できない不確実なデータに基づいて 専門家の審議によって「先進医療」としての採否 が決定されている。したがって、すべて薬事法下 に置くことによって、治験についてのGCP省令が 備えている被験者保護、データの信頼性確保、有 効性と安全性の評価のシステムで実施していくよ うに法的な規制を設けることなくして, 矛盾は解 決されない、逆にすべて薬事法下に規制されるよ うになれば、そこに強固な臨床開発の基盤整備の 必要性が発生することになる,

2. 創薬・臨床開発促進にかかる科学的 論点

2.1 開発力保持の必要性

次に, 創薬・臨床開発促進に関わる, 科学的に 重要な論点について述べる.

医薬品産業は国の基幹産業と位置づけられるべきである。医薬品を創出できる国は先進国でも限られており、わが国が国際貢献できる重要な分野の一つである。安全で有効な薬は人類にとって共通する要請であるだけではなく、独自に医薬品を生産できない場合。国民は他国の製薬企業による

収奪の対象となりうることも考慮せねばならな い

医薬品産業を他国に委ねてしまうことは、危険である。この点で特に、わが国が今後、進めるべき医薬品開発スコープとして、バイオ医薬等による高価なそれのみならず、緊急の必要性と広大な市場を鑑みて、アジアそしてアフリカを視野に廉価なそれも含めるべきである。

2.2 医薬開発におけるわが国の現状

世界的にシーズ開発・製剤生産技術、資金力か らみて,医薬品開発力をもつ国は事実上.米国,英 国、スイス、フランス、日本そしてドイツのみで ある、年間総売り上げが1兆円以上の企業(1兆円 クラブ) は全世界に13社あり、米8、英2、スイ ス2, 仏1であり、わが国の大手4社:武田薬品工 業, アステラス製薬, 第一三共, エーザイを合わ せて、ようやくメルク1社程度である。フランス は国策によって、ドイツのヘキスト社を飲み込 み、一社体制を実現している. しかしながら、オ リジナル製品をみるならば、わが国大手4社で8品 目を開発しており、ビッグファーマ各社に比し て、開発の効率はむしろ良いとも考えられるが、 かつて、一ベンチャー企業にすぎなかったアム ジェンは13位で、すでに武田薬品工業を抜いてい る. 創薬基盤がバイオに移るに従って, 高価な抗 体医薬や分子標的薬が 2005 年には世界の売り上 げトップ40中7つを占めるに至ったが、今後さら に増すことは間違いない。一方、トップのファイ ザーは2005年度実績で、年間総売り上げ4.4兆円 を超え、そのうち17%、7,400億円を研究・開発 費に再投資している. わが国において創薬に向け る国家予算はこの100分の1にも満たないことを よくよく考えるべきである、また、医薬品として 開発に成功する(市場にでる)確率は5,000分の 1以下であることを考えれば、国の施策として何 が重要かよほど深く洞察すべきであろう(国がど のような施策をとるべきかは, 地政学的調査も踏 まえて稿を改めたい).

2.3 特許ビジネスとしての医薬品開発

創薬・医薬品開発はきわめて厳しい特許ビジネスである。かのファイザーは自社のトップセラーのコレステロール低下薬リピトール®の特許切れを2011年に控え、続くブロックバスター(年間売り上げ1,000億円以上の商品)開発に総力を挙げて取り組んできたが失敗し、2007年になって、全世界7つの研究所のうち、日本のそれを含む4研究所の閉鎖に追い込まれている。今後、ファイザーはブロックバスターを中心に開発する体制から脱却して、中規模市場の疾患に対する医薬品開発も手がけざるを得なくなるとみられている9、この事実は今後を展望するにきわめて重要な意味をもつ。すなわち、シーズ探索、選定と臨床開発の国際競争が全体としてより激烈になるこということである。

わが国にとって、環境はすでに十分に厳しいのであって、科学技術立国を目指さざるを得ない以上、認識を相当に厳しく持たなければならない。 そのような観点からわが国がとるべき対策はすでに明白と言わねばならない。

2.4 わが国がまずとるべき施策

シーズ探索・選定について必要な対策は知財管 理適正化(強化)であり、臨床開発については臨 床力(診療基盤,診療する患者の数と診療の質)の 強化である。

また,臨床開発のさらなる促進のためには信頼性の確保がカギである.よって,未承認薬や医薬品候補物(細胞等を含むすべて)をヒトに投与する場合は、すべて薬事法による治験とすべきであり,現在横行している劣悪な「臨床研究」を駆逐する方策が不可欠である.治験以外の臨床研究においては保険会社との契約に基づく補償を被験者に提供することもできず,費用もすべて研究費でまかなわなければならず,そして臨床データは申請に使えない.

このようなリスクの大きい、また無駄な臨床研究はすべきではない、そのために欧米にハーモナイズすべく、薬事法の改正と、被験者保護法の制

定が急務である、

2.5 医薬品臨床開発のハードルとコスト, そしてリスクについて

ここで、医薬品開発はきわめてリスクが高く、 資金力を要する産業であることを指摘せねばなら ない、理由は製品化までの長い道のりと市場確保 の高いハードルの存在である。 すなわち、当局へ の承認審査申請(New Drug Application:NDA) 及び当局からの承認取得というハードル、そして さらに標準治療としての確立というハードルであ り、いずれも厳格な臨床試験をおこなわなければ ならないからである. 臨床試験は通常の研究では なく、まぎれもなく事業である。承認審査申請に 必要な臨床試験はGCP省令に準拠した、厳格な品 質管理を要求される法律的プロセスである。一 方、新たな標準治療確立のための臨床試験の多く は市販後の臨床試験として、その時点の標準治療 と比較するために実施されるが、しばしば1,000 例を超える数の患者に参加してもらわなければな らない、この2つのレベルの臨床試験を実行する には臨床試験を管理・支援する独立した支援機構 (データセンター)が必須であり、求める品質管理 の水準によって莫大なコストがかかることにな る. 専門的マンパワーを有するこの作業の需要に よって短期間のうちにCRO(Contract Research Organization) 各社が急成長した所以である。 し かしながら、今後はIT技術による省力化(EDC: Electronic Data Capture:電子的データ収集)の 激しい競争によるコストダウンが図られることに なる. 臨床試験に要するコストは患者リクルート のスピード(登録患者数/年)に反比例する.よっ て、コストを最低にするには、登録期間とフォ ローアップ期間を最小にすればよい. 前者は各施 設で治療する年間患者数で規定され、後者は設定 するエンドポイントによる。このため、医薬品開 発の国際競争において、治療成績のよい医師のい る, 患者数の多い施設の選定と囲い込み、そして 新薬の有効性評価指標、とくにより確かな代理エ ンドポイントの開発(クリティカルパスリサー チ)がカギとなっている.

一方、医薬品臨床開発には予期せぬ副作用や、最終的に真のエンドポイント(死亡の低下、イベント発生の低下)評価による有効性エビデンスが得られないという開発上のリスクもつきまとう。これらも高品質の臨床試験を行わない限り、検出できないということを見逃してはならない、ファイザー社は次期ブロックバスターの開発に失敗したが、これは想定外の死亡数のためであった。また、わが国では未だに使用されている肺がん治療薬イレッサによる副作用死亡数は700人弱に達している。開発したアストラゼネカ社のある英国を含め、欧米先進国では使用されていないが、この理由は、代理エンドポイントである腫瘍縮小効果はいくらか認められたものの、真のエンドポイントである生存期間の延長が実証されなかったからである

まとめ

こうして、創薬・臨床開発はわが国におけるラ イフサインスという基礎研究と, 臨床科学の総力 が問われる科学事業といってよい. はじめに述べ た如く、わが国においては国家として、この分野 に投資できる資金は限られており、現在のわが国 の研究基盤から創成されるシーズの質・量ともに 限られているとみるべきである。しかしながら、 刻々生み出されるこれらのシーズを適切に同定 し,評価,管理し,効率的にトランスレーショナ ルリサーチをすすめていくならば, わが国は切れ 目のない創薬臨床開発パイプラインを保有するこ とができるであろう. 臨床開発の要である診療レ ベルはいくつかのノウハウの適用によって量・質 ともに国際競争をリードできるはずである. その ような観点から、創薬・臨床開発のノウハウの源 となるであろう重要な法整備について指摘した. 既に筆者は現行薬事法と,厚労省による臨床研究 に関する倫理指針の不備を補うために、トランス レーショナルリサーチを実施する医学研究者共同 体における共通倫理審査指針***)を、六つの研究施

臨床評価 34巻3号 2007

設による共同で作成し刊行しているが、今後も、 具体的な法制度や臨床現場におけるシステムの提 案を継続的に行ってゆきたいと考える。

参考文献・注

- 1) 首相官邸、イノベーション 25. Available from: http://www.cao.go.jp/innovation/index.html なお、安倍首相の所信表明演説は平成18年9月29日第165国会において行われた、
- 2) イノベーション 25 戦略会議。「イノベーション 25」 中間とりまとめ:未来をつくる 無限の可能性への挑 戦、2007年2月26日、Available from: http://www. kantei.go.jp/jp/innovation/chukan/chukan.pdf
- 3) イノベーション25に賛否両論: 霞が関では実効性に 疑問の声. 日刊薬業. 平成19年3月5日印. 14頁.
- 4) 柳澤臨時議員提出資料, 経済財政諮問会議 (平成19年第5回) 議事次第, 平成19年3月16日, Available from: http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/0316/agenda.html
- 5) 福島雅典、手良向聡、多田春江、松山晶子、村山敏 典、樋口修司、横出正之、清水章、内山卓、創薬・ 新規医療技術開発の拠点形成―トランスレーショナ ルリサーチ (TR) 振興のために必要な施策. Organ

- Biology. 2006; 13(2): 145-51.
- 6) 福島雅典. トランスレーショナルリサーチの基盤一 薬事法改正・被験者保護法立法の提言一. 臨床評価. 2006;33(3):477-86.
- 7) 福島雅典, 永井洋士, 手良向聡, 平尾佳彦, 臨床試 験の支援のしくみとあり方, 癌の臨床, In press 2007
- 8) 健康保険法第63条の2第3項も基づく厚生労働大臣 告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び 選定療養を定める件」(平成18年9月12日)による. なお「治験」もこの「評価療養」に分類される.
- 9) Wadman M. When the party's over. *Nature*. 2007;
- 10) イレッサは1錠,約9,000円で毎日服用しなければならない。一人当り年間300万円を超える薬価である。有効性が実証されていないので,欧米では使用されていない。アストラゼネカ社の母国である英国においてさえ使用されていない。このことは本稿冒頭に述べた他国の製薬企業による、科学弱小国からの収奪とみることができる。
- 11) 浅野茂隆, 大島伸一, 金倉譲, 橋爪誠, 村上雅義, 田中紘一, 福島雅典, 他. トランスレーショナルリサーチ実施にあたっての共通倫理審査指針. 臨床評価. 2004; 31(2): 487-95.

* * *

ここまできたトランスレーショナルリサーチ

アカデミアにおける 新規医療技術開発促進のために***

福島雅典*②

要約:トランスレーショナルリサーチは,基礎研究の成果を初めて臨床に適用する,すなわち 新規医薬品候補物あるいは機器などを初めて人に使用する、法律に則って行う科学事業である。 この段階は医薬品・医療技術開発において決定的である。また、医薬品・医療技術開発は特許 ビジネスであり、激烈な国際競争下にある。その推進には強力な支援基盤が必須である。

キーワード:トランスレーショナルリサーチ, 医師主導治験, 先進医療

|1| はじめに

2001年に、文部科学省(以下、文科省)によっ てわが国で初めてのトランスレーショナルリサー チ(以下,TR)拠点として,京都大学に探索医療 センター(以下, 京大 TRC)が設置され、早くも 6年の歳月が流れた。この間、流動プロジェクト として、合計6件のシーズを各5年間かけて開発 してきた。

2002年には文科省と神戸市によってわが国初の アカデミアの全国の TR, 臨床試験, 臨床研究の 支援拠点として臨床研究情報センター (translational research informatics center: TRI) が創設さ れた。本年9月、同研究所は、開所5周年を祝う 予定である。

TRI はわが国初のアカデミアのデータセンター/ 統計解析センターである。2004年には、文科省は がん TR 事業をスタートさせ、TRI の管理・支援 のもと、10件のシーズの開発を行ってきた。

この間、京大 TRC の流動プロジェクトからは 1件, がん TR 事業から 1件の薬事法に基づく治 験を開始することができた。前者は肝不全を対象

としたヒト組み換え型 HGF の第 1 ~ Ⅱ 相試験で. 後者は、卵巣癌を対象とした弱毒型ジフテリア毒 素 CRM 197 の第 I 相試験である。

京大 TRC においては,流動プロジェクトの 1 件に加えて学内より別にさらに 1 件治験を開始 し^{1.2)}, がん TR 事業においては, 免疫細胞療法 1 件が先進医療申請段階に達している。このような シーズの選別から IND (研究新薬届出) に到達す る確率は、例えばフランスのアカデミアのベン チャービジネスで期待されている数候補に1件と いう、それと同等である(図1)。

以上のように、今日では TR とは何かという議 論はなく、すでに施設間の競争の時代に入ってい る。われわれが TR を推進支援してきた過程で、 アカデミアにおける創薬・臨床開発に関する制度 上あるいは大学病院のあり方に多くの問題点が浮 かび上がってきた。以下、それらのうちで特に重 要な点について述べる。

② 創薬・臨床開発における TR の位置付け

TR では、基礎研究の成果を初めて臨床に適用 する。すなわち、新規医薬品候補物あるいは機器 などを初めて人で使用する。この段階をいかに成 功裡に進めるかは、医薬品・医療技術開発におい て決定的に重要なことである。

臨泌 62 巻 5 号(299-304) 2008 年 4 月

医薬品・医療技術は、最終的に対象とする疾患

^{*1)} Translational research, an overview-for promotion of R & D in academy sectors in Japan

^{*3)} Masanori Fukushima:京都大学医学部附属病院探 索医療センター(〒606-8507 京都府京都市左京 区型護院川原町 54)

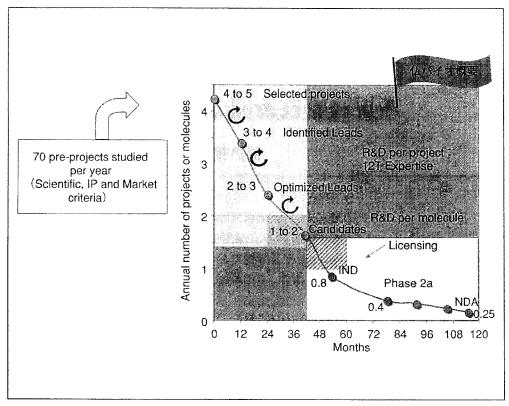


図 1 R&D プロジェクト・シーズ選別から承認 (NDA) 申請へ (低い成功確率)

での治療学的ポジションが得られない限り開発の意義はない。そこで、この段階においては、適応一いかなる疾患のどのような病期、病型、病態の患者を対象に選ぶかを、深く洞察して慎重に選択規準を定めねばならない。この点が正しく POC (proof of concept:薬効原理の証拠) study としての TR の核心部分となる。

理想的には対象とする疾患における何らかの意味での標準治療の地位を得ることが目標となるが,これは長く困難な道のりである。例えば、基礎研究に必要なエネルギーを1とすると、製品化までに必要なエネルギーは、工業製品では100倍程度といわれる。だが、医薬品に関しては、NDA(新薬承認申請)、審査承認、標準治療としての確立まで考えれば1,000~10,000倍といってよい。

これは工業製品と違って、医薬品・医療技術では人を対象とした臨床試験をいくつもクリアしなければならないからである。この段階は、通常少なくともほぼ 10 年の年月を要する。法律・規則に基づいて安全性と有効性を実証し、規制当局の承認を得なければ市場に出すことはできないから

である。

一方,特許は20年で切れてしまうので,特許 出願の段階からよほど周到に開発を進めて商品化 しない限り,その発見・発明が実用化されて患者 さんたちの手元に届くことはまずない(図2)。

アカデミアから新しい医薬品・医療技術がなかなか世に出ない最大の理由は、当該シーズの特許がないか、または弱いからである。創薬・臨床開発は事実上、特許ビジネスであって、それは激烈な国際競争下にある。ことばをかえていうならば、これは国益を賭けた科学・技術の戦いなのである。したがって、TR は通常の科研費ベースの研究で、よくなしうるものではない。研究者、医師、そして行政当局、議員、国民もそのことをよくよく知るべきである。

③ わが国における創薬・臨床開発の トラックとエグジット

わが国においては、新規医薬品候補物であって も、ものによっては医師の裁量のもとに、施設の 倫理委員会の承認を得て行う、いわゆる自主的な

300 臨泌 62 巻 5 号 2008 年 4 月

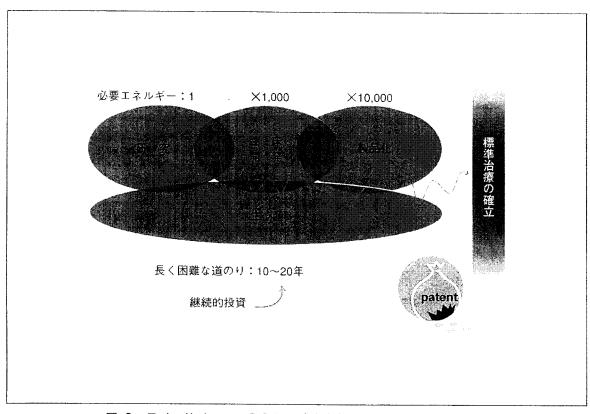


図 2 ライフサイエンス R & D 研究から標準治療確立までの道のり

臨床研究が可能であるが、薬事法に基づかない臨床試験は、たとえ良い結果が出てもそのままでは医療として確立することはないと知るべきである^{1,3)}。

新規医薬品・医療技術を医療として確立するためには、すべての医薬品・医療機器候補は、薬事法に基づいて治験を実施せねばならない(図3,4,表1)。ただし、同一施設内で完結するような診断技術、あるいは治療技術である限りは、先進医療という枠組みで、薬事法に抵触せずに臨床開発を進めることは可能である(図4)。しかしながら、先進医療から保険医療として、実地臨床に普及させる段階では、結局は薬事法に基づいて当局の承認を得ると同等のハードルを超えなければならないことになるのである。

創薬・臨床開発におけるキーワードは信頼性保証とドキュメント(証拠文書)である。ヒトに投与する、または使用するものの安全性、そして効能をどのようにして客観的に確実に保証できるのか。それをよくよく考えれば、研究者、医師が何をしなければならないかは、自ずから明らかなは

ずである。

国民の健康と安全を守るために、当事者に信頼 性保証を義務づけているのが薬事法である。ヒト に投与、または使用されるそのモノ(製剤)、その 安全性データ(非臨床研究)、そしてヒトでの効能 を示すデータ(臨床試験)の信頼性を保証するた めの指針が、それぞれ GMP、GLP、GCP であっ て、これは国際的な法律・規則である。

すなわち創薬・臨床開発は、法律に則って実行する法的プロセスであって、研究者が自らの意のままに行えるような(研究)ではなく、事業である。したがって、医師主導治験といえども、実質的に法人でなければその責任を取れるものではない。

4 TR 推進に必要な支援基盤

TR の推進には強力な支援基盤, すなわち臨床 試験の計画, 運営管理, 契約, 薬事などを中心と した, 臨床試験を実行する医師, 研究者とは独立 した組織・体制が不可欠である(表 2)。

そのような認識の下に、文科省は 2007 年より

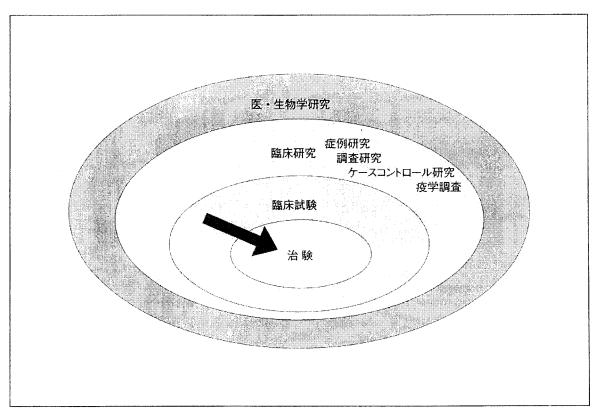


図 3 臨床研究と臨床開発

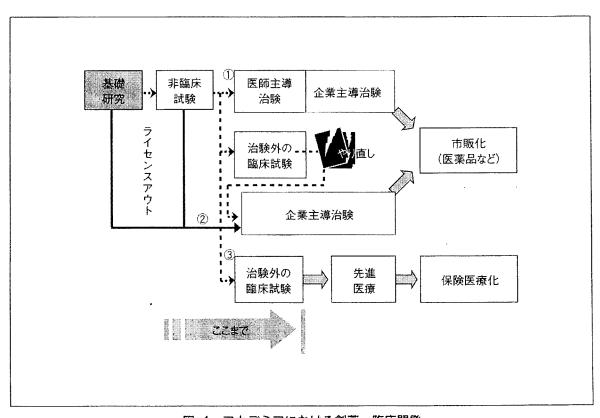


図 4 アカデミアにおける創薬・臨床開発

表 1 治験の利点

- ・データは EU、US、全世界で使用可能 ICH-GCP
- ・保険による補償の提供
- ・特定療養費制度の適用

法的・制度的に確立したグローバルに通用する研究であり、信頼性は保証され、安全性、補償についても担保されている。

表 2 トランスレーショナルリサーチの基盤

1. 科学一臨床試験インフラ データセンター

2. 診療--State of the art

診療レベルと思者数

3. 倫理一倫理審查水準

ICH-GCP

4. 知財一特許、ノウハウ

5 事業一製品化、ビジネスモデル

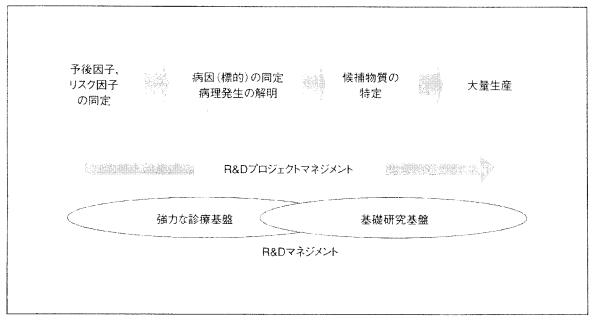


図 5 医薬品開発のプロセス-1…戦略的医薬品開発

橋渡し研究支援推進プログラムをスタートさせた。これは全国の6か所の拠点においてTRを推進,すなわちシーズ開発を行いつつ臨床試験・臨床研究を支援するR&Dマネジメント基盤を整備し,各拠点が創薬・臨床開発を自立的に行えるようにすることを目的としている⁴¹(図 5, 6)。

そのために、プログラム期間中に少なくとも2つのシーズを治験開始、または先進医療取得にまで臨床開発することが達成目標として各拠点に課せられている。

TRI は各拠点の基盤整備をサポートする機関として、各施設における基盤整備の進捗ならびに各シーズの開発の進捗を管理し、目標の達成に向けて各拠点が着実に事業を進めるように促している。本プログラムが順調に進行すれば、各拠点において知財を適切に管理できるように、研究者は特許ビジネスの観点から必要なマインドセットすることになるであろう。

また、各拠点で CPC (cell processing center) が 稼働し、いくつかの GMP 対応の再生医療が、実 地医療として実施されることになろう。さらに、 各拠点にデータセンター/統計解析センターが稼働 するようになり、各拠点を中心に強力な臨床研究・ 臨床試験施設のネット化が進み、迅速に臨床試験 が実施される体制が構築されるはずである⁵⁾(図 5、 6)。

5 おわりに

一国における医薬品開発は、基礎科学と臨床科学、そして製薬産業の総合力が試される事業である。TR は医薬品開発において決定的段階である。よいシーズであれば、適切なデザインで臨床試験を行えば必ず結果は出るものである。

しかしながら、このステップでの成功は、強力な診療基盤、いい換えれば質の高い診療水準と十分な患者数なくしてありえないことは、いくら強

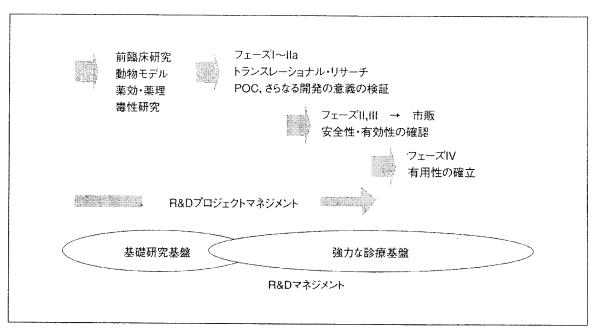


図 6 医薬品開発のプロセス-2…戦略的医薬品開発

調してもし過ぎることはない。

文 献

- -1) 福島雅典:トランスレーショナルリサーチの基盤 - 薬事法改正・被験者保護立法の提言。 臨床評価 33:477-486, 2006
- 2) 三森八重子: 羽ばたくか, 日本のトランスレーショ ナル・リサーチ. Nature Digest 4:20-22, 2007
- 3) 福島雅典:わが国におけるライフサイエンス・イ

ノベーションのために、臨床評価 **34**:539-544, 2007

- 4) 福島雅典、手良向聡、多田春江、他: 創薬・新規 医療技術開発の拠点形成ートランスレーショナル リサーチ (TR) 振興のために必要な施策. Organ Biology 13: 145-151, 2006
- 5) 福島雅典,永井洋士, 手良向聡, 他:臨床試験の しくみとあり方, がんの臨床 **52**:605-608, 2006

605(7)

特集

癌臨床試験を支援する機構のあり方・

臨床試験の支援のしくみとあり方

福島雅典*1.2 永井洋士*1 手良向聡*1.2 平尾佳彦*3

Current Status and Future Perspective of Clinical Trial Supporting Organization in Japan — Special emphasis on The Investigators Role—: Fukushima M*1.2, Nagai Y*1, Teramukai S*1.2 and Hirao Y*3 (*1Translational Research Informatics Center, Kobe, *2Kyoto University Hospital Translational Research Center, Kyoto, *3Nara University School of Medicine, Nara)

Given patients' co-operation, clinical trial is a long-lasting project carried out by consuming huge monetary and human resources. Thus, the accomplishment requires powerful leadership of principal investigators, depending on their eagerness from planning trials to the final evaluation. Also, it requires not only profound understanding of clinical science and practice, but also ability to maintain study group and for raising money. Only when such conditions are satisfied, clinical trial supporting organization may play a significant role for the conduction of trials, in well-organized collaboration with principal and other investigators. Although clinical trial infrastructure and mechanisms are still under development, the situation has substantially changed during the last decade. Nonetheless, whether we can improve therapeutic outcomes of intractable diseases is predominantly depends on the investigators ideas and eagerness to finish the trial, requiring their continuous effort and cost down to support the trials. Now, drug development is global, and thus, the Japanese government and clinical investigators must see clinical trials as a world-wide enterprise and understand importance for the participation.

Key words: Clinical trial, Clinical trial supporting organization

Ipn J Cancer Clin 52(10): 605~608, 2006

はじめに

臨床試験とは、多くの被験者や患者さんの協力のもとに多大な人力と資金を費やして、長い年月をかけて行う事業であり、その遂行には一種の経営的手腕が必要である。また、その完遂は、臨床試験に対する主任研究者の理解の深さはもとより、その指導力や求心力、熱意、忍耐力を含め、総合的な人間力にかかっていると言ってよい。主任研究者のそのような能力と、支援するしくみの整備は、臨床試験の効率的かつ確かな運営の両輪

である.

近年になってようやく臨床試験と臨床研究への 関心が高まり、わが国の科学技術立国の基盤の1 つとしてその振興が位置付けられ、国としてもや っと予算措置と制度上の整備などに動き始め たい、遅ればせながら、何とか国際競争の土俵に 乗れるギリギリのタイミングであったと言えよ う。しかし、科学の進歩はますます加速してお り、特許ビジネスそのものである創薬・臨床開発 はさらにグローバル化している。よりラジカルな 施策をとらない限り、わが国は国際競争に勝ち残 ることができないと筆者は信じるが、その点につ いては稿を改めて論じたい。

^{*1} 臨床研究情報センター

^{*2} 京都大学医学部附属病院探索医療センター

^{*3} 奈良県立医科大学附属病院

1. 予後改善のための事業としての臨床試験

さて、臨床試験と臨床研究の支援に関する具体 的な話を進める前に、まずその目的をはっきりさ せる必要がある。臨床試験/研究の最終目的は、 疾病の予後の改善であり2)、言い換えれば、治療 成績の向上である。それは、生存率の向上やイベ ント発生率の低下、死亡率の低下といったエンド ポイントで評価されるべきものであり、したがっ て、臨床試験/研究はそうした成果につながるよ うに企画され、実行されねばならない. さもなけ れば、多大な人的・経済的資源の労費にしかなら ないであろう. その典型的な例として, 第Ⅲ相比 較試験の具体的ビジョンがないままに第Ⅱ相試験 を繰り返すこと, 非劣性を証明しようとする第Ⅱ 相試験, 実は販売促進を狙った大規模試験など, 枚挙にいとまがない. 最初のものは, 臨床試験へ の理解が浅い研究者の思い込みや未熟な仮説に基 づく利己的研究ベースの発想によるものであり, 後2者は、もっぱら企業のビジネス戦略による ものと言えよう. しかし、資金面からどのような 臨床試験が実行可能かと問うた場合、多くは企業 側の利益を無視しては実行できないのも事実であ る. 一方で、臨床試験に必要な資金的支援規模と そのあり方について、国家予算を握る省庁レベル での理解は依然として貧弱であり、旧来の科研費 の枠中で扱っている現状がある.

すでに触れたように、臨床試験は対象とする疾患の向上を目指す継続的な事業であり、研究の延長線上にあるものではない。むろん、個々の研究成果は1つの予後向上のマイルストンになることもあるが、予後向上という国民レベルでのアウトカムを長期的かつ戦略的に得ない限り、ROI(Return on Investment:投下資本利益率)を算出できないことをよく理解すべきである。これは、臨床試験の目的が予後の改善であり、実施上の位置付けが事業であるという点からすべて演繹できよう。

以下,臨床試験の支援のあり方について,これまでの経験をもとにきわめて簡単に記す.

2. 今日における臨床試験の基盤(インフラ)とは何か?

臨床試験のインフラとしてはデータセンターや CRC がすぐにあげられ、人材不足や技術的な基盤を備の遅れがとりさたされてきた。それらは臨床試験の促進に必要な条件の1つには違いないが、それがないため臨床試験ができないとか、それさえあれば速やかに試験が進むというものでもない。複数の臨床試験支援機関がある今日、10年前とは事情が異なり、支援の仕組み作りから始める必要はない。結局のところ、臨床試験の主体たる医師研究者にボールは投げ返されているのである。臨床試験を遂行せねばならぬと研究者が本気で思うなら支援者は必然的についてくるものであり、私たちの経験でも実際にそうであった。

思い起こすに、1998年にサンフランシスコで 行われた、われわれと SWOG (South West Oncology Group) とのミーティングの中で、日米の 共同研究として Common Arm Trial の実施が合 意された. これは、その後のグローバルな臨床試 験モデルの1つとして、きわめて重要な企画で あったと言ってよい、われわれは、文字どおり 「ゼロ」からこの日米共同研究を立ち上げねばな らなかったのである. そのため, 1999年に SWOG-Japan Clinical Trial Summit Meeting³⁾ Ø 会員に呼びかけて試験を行うための研究者組織を 立ち上げ、これをJMTO (Japan-Multinational Trial Organization 日本多国間臨床試験機構) と 名付けた. SWOG-JMTO のプロジェクトの1つ として Common Arm Trial の実施に向けた準備 を始めたわけである. 本臨床試験は非小細胞肺癌 (NSCLC) を対象とするものであり、SWOG側 はティラパザミンによる効果増強を検証する比較 試験を行う一方4), われわれは TJ 療法 (CBD-CA+PTX) を Control Arm として全く独自の仮 説の検証に挑むことにしたのである。そこで遭遇 した重大な問題の1つが医薬品の適応外使用で あり、これは今日になっても根本的には、依然と して未解決である. 当時,「全くバカげたこと に!| カルボプラチンは NSCLC に対する保険適 用がない一方、小細胞肺癌 (SCLC) に保険適用 があり、逆に、シスプラチンは SCLC に保険適 用がなかったのである。まず、この点について当 局と企業と掛け合い、効能追加が認められるのに ほぼ1年が費やされた。この間、SWOG 側が設 定した用量での TJ 療法についての第1相試験と Experimental Arm についての第 II 相試験を行っ て実施可能性を確認し、2001年にようやく症例 登録を開始することができた. 本試験には、国立 近畿中央病院を中心とする 11 施設が参加し、登 録事務局とデータセンターはクィンタイルズ大阪 支社に置くことになった。もっとも、当時の登録 とランダム化のシステムは手作りであり、研究は 細々と開始されたと言ってよい。2001年には京 大病院に探索医療センターが設置され、私がその 専任となった時点で、本試験のデータセンターを 京大探索医療センター検証部 (Clinical Trial Design & Management) に移動した. その後の 2002年、わが国でアカデミア初のデータセン ターとして、文科省と神戸市によって臨床研究情 報センター(TRI)が設立され、ようよくここに 落ち着くことになったのである。むしろ、この臨 床試験を牽引役として, 京大病院探索医療セン ターや TRI のデータマネジメント部門が構築さ れたといってもよい. 本試験については, 2005 年4月にようやく症例登録を完了し、2006年5 月の ASCO で口頭発表がになったことは周知のと おりである.

以上 Common Arm Trial の立ち上げから研究の終結までを簡単に振り返ったが、この歴史からも明らかなように、結局、臨床試験の成否は研究者の能力と強い研究遂行の意思にかかっているのである。いくら「支援のしくみ」といっても、研究者の指導力、求心力、熱意、そして忍耐力がない限り、いかなる支援も空しいことを知るべきである。

3. 臨床試験支援機構と研究組織

では、臨床試験支援組織とは何か? すでに述べた JMTO は臨床試験を行うためにわれわれがやむなく作った研究者の組織であり、決して支援

組織ではない。何故なら、登録事務局やデータマ ネジメントを外部に依存しているからである. す なわち、JMTOは何らかの臨床試験/研究を企画 し、実行する研究者の集まりなのである。他にも 同様な研究グループがいくつかあるが、実質的に は同じ形態といってよい. わが国で独自のデータ センターを有する研究者組織は JCOG のみであ るが、同組織は、国立がんセンターを中心とした 厚労科研費に依存する研究グループである. ま た、JCOG はわが国のすべての研究者に開かれた 組織ではなく、自前で資金を調達することもでき ない、こうした中、現在、わが国においてすべて の研究者や企業に開かれた臨床試験支援機関は、 CRO 各社と臨床試験支援ユニット,そして TRI ということになろう. それらの特徴と役割. 活動 については本号に記載される各論が明らかにする

臨床試験は事業であり、資金が必要であることについて先に触れたが、運営上のポイントとなるのが、「スピード」、「柔軟性」、「コストダウン」の3つである。今後、国際競争に生き残れるか否かは、ITを利用した省力化にどこまで成功するかにかかっている。

4. 次世代臨床試験のビジョン

臨床試験の支援にあたっては、その企画から開始、運営、まとめ、報告へといくつかの段階があ

- り、クリティカルな点は以下の4点である.
- 1. プロトコル開発と CRF デザイン・作成
- 2. 登録割付、データ入力、システム開発
- 3. データマネジメント

4. 解析

このうち2.と3.の省力化とコストダウンは臨床試験支援上の最大の課題であるが、現時点においてEDC (Electronic Data Capture) は全体としてまだ開発途上にあり、パリデーション面からみて完成されたものはないと言ってよい。究極的には、診療現場での入力と同時にデータベース化される仕組みがソリューションである。こうした中、われわれは、2003年10月6日に京大病院外来化学療法部を立ち上げて以来、電子カルテの

データを2次利用しつつ、すべての患者を登録して臨床情報をデータベース化し、適格規準による患者選択と集計・解析までを瞬時に行うシステムの開発に取り組んできた。Cyber Oncology®と呼ぶこのデータベースシステムは、2006年12月現在でVer.3にまで進化し、リアルタイムで指定するコホートの集計を行い、生存曲線を描くことにも成功した。このリアルタイム登録・アウトカム評価システムが普及すれば、それを統合することによってきわめて効率的かつ低コストでアウトカム研究や臨床試験を行う仕組みができ上がるはずである。すなわち、必要なときに必要な臨床試験を立ち上げ、速やかに結果を得るという、夢のような仕組みの構築も可能である。

結 語

前項で述べたような究極の仕組みも何年か後に は実現するであろうが、われわれはまず現在の非 効率的なありさまを変えたほうがよい、現在、臨 床試験を行おうとする多くの研究グループがある 中, それらを合理的な形で集約し, 効率的な臨床 試験の企画と実行を考えるべき時であろう. 臨床 試験登録6)はそうした意味でも重要であり、進行 中の臨床試験については、適格規準を満たす患者 をすべての施設から登録し、個々の研究が速やか に終結するようにお互いが協力すべきである. 患 者さんのみならず、医師にとっても、要は治療成 績が向上すればよいのであり、重要な臨床試験に はどんどん参加して結果を早く出すほうがよいの である. 臨床試験は人類の事業であり、研究者個 人やグループの研究エゴは、事業の円滑な推進の 障害でしかない、今、わが国の医師研究者の知恵 と能力が問われている.

本特集は、第44回日本癌治療学会において、 平尾、福島が企画して行われたシンポジウム「癌 臨床試験を支援する機構のあり方」での講演内容 を各演者の方々に記述していただいたものであ る.本特集が読者の今後の臨床研究の一助になれ ば幸いである.

文 献

- 1) 総合科学技術会議:科学技術の振興および成果の社会への還元に向けた制度改革について(案)平成 18年12月25日 (Web: http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu62/siryo1-2.pdf)
- 福島雅典、小島伸介,津村はやみ・他:加速される標準治療の革新とがん征圧戦略. Jpn J Cancer Clin 49(6): 473-479, 2003
- 3) 福島雅典: South West Oncology Group (SWOG) との15年間の交流とCommon Arm Trial 産科と婦 人科 72: 1097-1103, 2005
- 4) SK Williamson, JJ Crowley, PN Lara, et al: Paclitaxel/carboplatin (PCC)_v PC+tirapazamine (PCT) in advanced non-small cell lung cancer (NSCLC). A phase III Southwest Oncology Group (SWOG) Trial. Proc Am Soc Clin Oncol 22: 2003 (abstr 2502)
- 5) M Kawahara, M Ogawara, Y Nishiwaki, et al: JMTO LC00-03 Phase III randomized study of vinorelbvine (V), gemcitabine (G) followed by docetaxel (D) (VGD) versus paclitaxel (P) and carboplatin (C) (PC) in patients (pts) with advanced non-small cell lung cancer (NSCLC) (Japan Multinational Trial Organization LC00-03). Journal of Clinical Oncology, 2006 ASCO Annual Meeting Proceedings Part 1. Vol. No. 18S (June 20 Supplement), 2006: 7013
- 6) 山本景一,松木繁巳,松葉尚子・他:電子カルテ二 次利用;臨床研究用データ収集システムの開発と展 開,医療情報学,2007 印刷中
- 7) 斉尾武郎、光石忠敬、福島雅典訳:臨床試験登録: 医学雑誌編集者国際委員会の声明. 臨床評価 32: 145-147 および 639-642, 2005

第3回 治験中核病院 拠点医療機関等協議会 2008.12.2

治験・臨床研究を実施する人材を育成し、 確保する人材育成への取組み

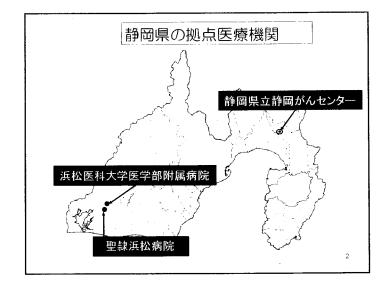
~静岡県三治験拠点病院連絡協議会の取組み~

鈴木千恵子¹⁾、齋藤裕子²⁾、可知茂男³⁾、浅野正宏¹⁾、手嶋希久子¹⁾、 佐藤弥生²⁾、立花 弘子³⁾、大木正章⁴、浮島 美之⁴⁾

- 1) 聖隷浜松病院 2) 静岡県立静岡がんセンター
- 3) 浜松医科大学医学部附属病院 4)ファルマバレーセンター

1

癌臨床研究NW施設



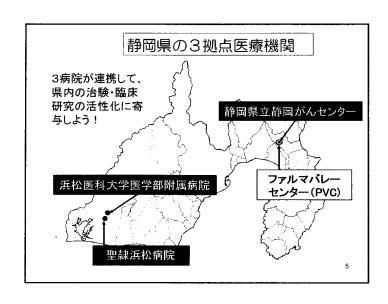
個々の施設の取り組み(1)

- > 浜松医科大学医学部附属病院
 - > 実務研修職員の受け入れ(1年間)
 - ▶近隣医療機関からのCRC(臨床検査技師1名)出向研修の受入
 - ン将来、CRCを希望する看護師3名の研修職員としての新規雇用
- ・静岡県立静岡がんセンター
 - > 癌臨床研究ネットワーク
 - シカイトリル試験を通した臨床試験実施体制整備
 - ▶ がん領域セミナー
 - とがん臨床試験 実践セミナー
 - ➤ がん専門CRCレジデント制度
 - がん領域専門のCRCを育成するために、2年間の現場研修(現場での講義を含む)を行う。

個々の施設の取り組み(2)

- > 聖隷浜松病院の取り組み
 - > 医療スタッフ向け冊子作成
 - ▶作成を通したCRCの学習
 - ▶院内&診療所スタッフへの配布
 - ▶外部医療機関への配布
 - > 西部CRCの会
 - (浜松医大病院共催)
 - (浜松医犬病院共催) → 現場で困っていることを具体的に
 - →現場の苦労や困難を分かち合う 場⇒モチベーションの維持
 - ・依頼者との具体的な意見交換





県内CRCのスキルアップ

【検討課題】

- ▶拠点病院が連携してこそできること
- ▶ PVC主催の県治験ネットワーク研修との区別

【提案】

- プポスター発表の場は多いが、口演の事例報告会がない。
- ▶ 発表することにより、日常業務の整理・振り返りができる。
- ▶経験の浅いCRCの発表練習の場として活用
- ▶三拠点医療機関が発表の相談や支援をする
- ▶ひとつはどの施設も共通の問題である『教育』をテーマに
- ▶ 気軽にディスカッションできるような環境を

静岡県治験拠点病院連絡協議会

【趣旨】

県内3拠点医療機関が、それぞれの施設の特徴を生かし、 連携して県内の治験・臨床研究の活性化に寄与する

【構成】

静岡県立静岡がんセンター 浜松医科大学医学部附属病院 聖隷浜松病院 *静岡県治験ネットワーク事務局(PVC)

【取り組み】

- 1. 県民への普及啓発
- 2. 県内CRCのスキルアップ

静岡CRC研究会(1)

日時:2008年8月30日(土) 14:00 ~ 17:30 場所:あざれあ(静岡市駿河区馬淵1-17-1) 主催:静岡県治験拠点病院連絡協議会

第1部:一般演題「事例報告」

<座長> 齋藤裕子、可知茂男

◆ 逸脱防止について

静岡県立総合病院 青島広明

◆ EDCを経験して

聖隷浜松病院 木俣美津夫

◆ 全員参加のキックオフミーティング 袋井市民病院 名倉真理子

◆ 静岡県治験NWでの統一書式使用に向けて

ー作業班の取り組みー 富士宮市立病院 稲葉達也

◆ 統一書式の課題 - 医師会アンケートをもとに-

富士宮市立病院 稲葉達也

静岡CRC研究会(2)

第2部:テーマ演題「CRCの教育・研修について」

<座長> 立花弘子 鈴木千恵子

- ◆ 浜松医大におけるCRC教育の現状
 - 浜松医科大学附属病院 木村路子
- ◆ 臨床試験に関わるCRCの教育・研修の現状
 - 静岡県立静岡がんセンター 佐藤弥生
- ◆ CRCの現状から考える望ましいCRC教育・研修
 - 国立病院機構大阪医療センター 森下典子
- ◆ SMOにおけるCRC教育・研修
 - ハイクリップス株式会社 河野健一
- ◆ 薬学研究科大学院におけるCRC教育 静岡県立大学薬学部医薬品情報解析学教室 小菅和仁

9

その他の活動:県民への普及啓発

- 一般市民向け公開講座
 - ▶県東部·中部·西部、各1回/年、12月~翌2月頃
 - > 統一テーマで!
- 被験者紹介システム
 - ▶県民
 - アボランティアとして医療の発展に貢献したい
 - > 現在、治療に難渋している
 - アPVC ⇒ コールセンター的機能
 - ァ静岡県治験ネットワーク参加病院 ・コールセンターからの紹介に対応できる体制づくり

्∂ श≇क्ष

今年度の治験啓発キャンペーンについて

2008年12月2日

日本製薬工業協会



製薬協

治験について啓発する意義

研究開発を使命とする製薬産業にとって、新薬開発の重要 プロセスである「治験」は常に重要なテーマ

- ■「新たな治験活性化5カ年計画」、「革新的創薬のための官 民対話」のフォロー、
- ■新薬の研究開発環境の整備、充実



- ◎国民の治験への認知度向上と協力促進
- ◎昨年に引き続き08-09年製薬協キャンペーンとして 「新薬の価値ー治験ー」をテーマに展開することに決定

製薬協グッドコミュニケーション テーマ

グッドコミュニケーション

製薬産業と医薬品に対して、広く医療消費者の理解と信頼を得るために、より良い相互のコミュニケーションを図ること、同時に製薬産業のメッセージをわかりやすく伝えること。

≪本年のテーマ≫

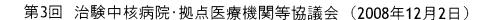
「新薬の価値ー治験ー」(昨年と同テーマ)

新薬の開発過程で欠かせない「治験」は、患者さんはもとよりさまざまな人たちの協力が不可欠であることから、医療消費者に「治験」の考え方、必要性を理解いただき新薬の価値についてより深い認識を持っていただく機会とする。

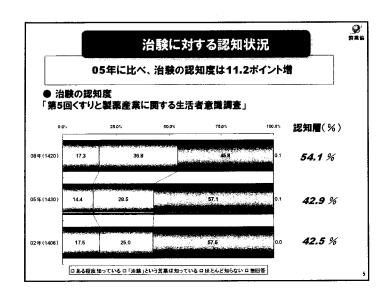
新薬の研究開発、治験を取り巻く動き

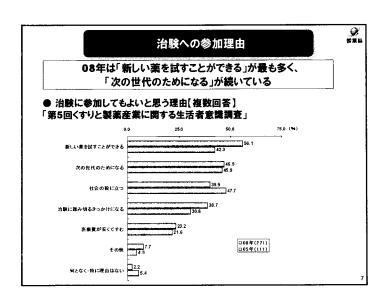
- ・「新たな治験活性化5カ年計画」(2007年3月)
- ①中核病院・拠点医療機関の体制整備
- ②治験・臨床研究を実施する人材の育成と確保
- ③国民への普及啓発と治験・臨床研究への参加促進
- 4)治験の効率的実施および企業負担の軽減
- ・「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(2007年4月)
- ①研究資金の集中投入 ②ベンチャー企業育成等
- ③臨床研究・治験環境の整備 ④アジアとの連携
- ⑤春査の迅速化・質の向上 ⑥イノベーションの適切な評価
- ⑦官民対話

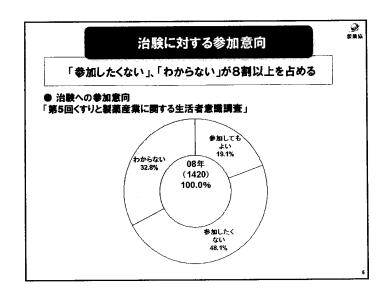
() 関葉版



啓発キャンペーンについて:日本製薬工業協会の取組み









今年度の治験キャンペーン (製薬協・グッドコミュニケーション08-09")

្តិ សូមិស្ព

- ■関係団体等との連携:後援
- 厚生労働省(医療の向上、国民への画期的新薬提供)
- ・(社)日本医師会
- 日本医師会 治験促進センター(地域治験ネットワークの推進)
- ■多様な展開と継続的な発信

単に広告にとどまらず、各種媒体、ポスター貼付により、一人でも多くの方に「治験の重要性」および「新薬の価値」を訴える。

- ・全国紙 朝刊、リビング紙、医薬系業界専門紙 広告
- ·交通広告車内張り(主要都市JR、地下鉄)
- ・航空機内誌 (国内線)広告
- ・治験実施病院 約1400病院にポスター貼付 * 医師会、治験促進センターのご協力
- ・日本医師会雑誌(約170,000部)、薬剤師会雑誌(約10,000部)へ挟み込み
- ・全国市町村保健所、保健センターにポスター貼付 *厚生労働省のご協力
- ・製薬協ウェブサイトにキャンペーンサイト開設、治験説明用小冊子のプレゼント
- ・各会員会社ウェブサイトへの相互リンクを実施

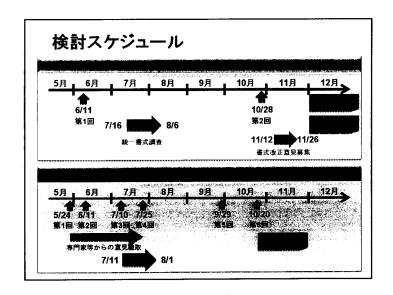
資料 7

第3回中核病院・拠点医療機関等協議会 治験の効率的実施及び企業負担

の軽減

治験等効率化作業班、治験情報IT化検討チーム検討結果

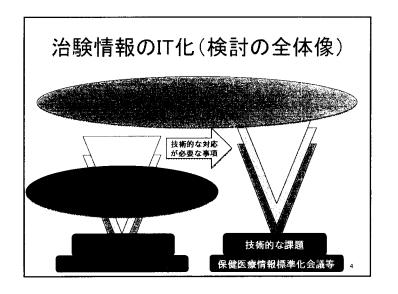
平成20年12月2日(火) 社団法人日本医師会 治験促進センター

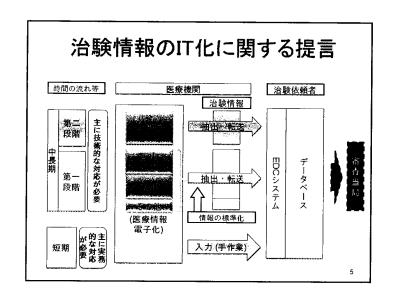


治験等効率化作業班・治験情報IT化検討チーム

- 治験等効率化作業班は「新たな治験活性化5カ年計画」の 柱のひとつである「治験の効率的実施及び企業負担の軽 減」を実現するため
- 統一書式の効率的な運用
- 治験情報のIT化(技術的な部分を除く) を検討
- IT化に関しては、
- 治験情報IT化検討チームを設置して検討
- IT化の実現に向けた技術的事項等の検討は、

保健医療情報標準化会議等において別途実施

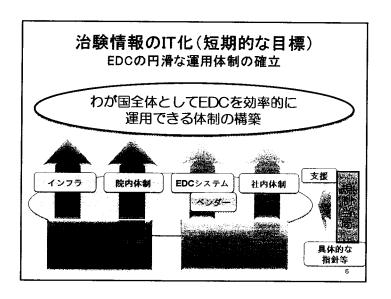






- ◆ インターネット回線
- ◆ パソコン
- ◆ EDC入力に必要なスペース(部屋)
- ◆ 人員
- ◆ IT担当部署等の把握
- ◆ 治験事務に係るIT化

7



EDCの運用改善(治験依頼者の対応)(2/3)

- ◆ 入力者の実務を踏まえた使いやすいEDC の 開発
- ◆ 医療機関が整備する基本的なインフラで 利用できるEDCの採用
- ◆ EDCや電子的な症例報告書の統一
- ◆ 研修の効率化
- ◆ 治験依頼者内の運用の最適化
- ◆ モニターの対応
- ◆ データマネジャーの対応

EDCの運用改善(3/3)

規制当局等の対応

- ◆ 治験の実務を踏まえたより具体的な指針等 の提示
- ◆ 医療機関のインフラ整備への支援

ベンダーの対応

- ◆ 入力者の実務を踏まえた使いやすいEDC の開発
- ◆ 研修の効率化

٢,

統一書式等の運用状況に関する調査結果

・ 統一書式の導入状況(医療機関、治験ネットワーク)

	統一書式	横計	
	公開可	公開不可	IX.
導入済み	151	8	159
導入予定	43	15	58
計	194	23	217

- 公開可とされた医療機関等名は厚生労働省等のウェブサイトで公表
- これらの数字に反映されていないがSMOが支援する中・小規模医療機関でも導入が進行

11

治験情報のIT化 -報告書を受けて-

- 医療機関、治験依頼者、ベンダー
 - → 指摘された課題に対して自ら積極的に 取り組む
- 規制当局等
 - → 全体の動きを調整・支援
 - → 技術的の課題を速やかに解決

10

統一書式調査結果等に基づく対応

- 調査結果からは統一書式を改正しなければ対 応不可能な課題は認められない
- 一方、
 - ・運用に関する質問が多く寄せられたこと
 - ・統一書式の趣旨に基づく効率的な運用が速やかに浸透するよう努める必要があることから、一定の解釈を示すべき
 - → 質疑応答集の作成、公開
- GCP運用通知改正を受けて、意見募集を実施、 その結果を踏まえ、統一書式を改正

統一書式調査結果等に基づく対応

統一書式の適切な運用、速やかな浸透に向けて

医療機関:

- ●未導入医療機関 → 速やかな導入
- ●導入済み医療機関 → 趣旨にそった運用

治験<u>依頼者</u>:治験の効率化のメリットがあることを 再認識し、

- ●自ら率先して活用
- ●医療機関への積極的な活用依頼

規制当局等:

- 統一書式浸透への活動支援
- 問い合わせ内容を集積し、質疑応答集を拡充

13

新たな治験活性化5カ年計画(抜粋)

(4) 治験の効率的実施及び企業負担の軽減

治験のスピードアップとコスト低減を図るため、医療機関と企業の役割分担を明確にし、治験関係書式の共通化や、治験データのIT化による効率化を一層推進する。

平成19年度より開始

- 関係医療機関団体、製薬企業団体により、治験に用いる書類のモデル書 式、研究費算定のモデル、企業と医療機関との適切な役割分担を示した モデルチェックシートが作成されるよう促す。
- 医療機関の治験受託に関する窓口の一元化がなされるよう促す。

平成23年度までに実施

- <u>中核病院・拠点医療機関において、共通化された治験関係書式を使用し、</u> モデルチェックシートによる業務明確化がなされていることを目指す。
- 中核病院、拠点医療機関において、治験に係る情報を電子的に収集・集 積することが容易になるよう、関連システムの標準化がなされているこ とを目指す。
- 医療機関へ、出来高払い・契約未了症例の返金等契約の改善がなされていることを目指す。 15

Backup

14

治験等効率化作業班 (班員リスト)

【班長】

伊藤 澄信 独立行政法人国立病院機構本部医療部研究課長

【班員】

一木 龍彦 日本CRO協会 理事

神谷 晃 山口大学医学部附属病院 副院長

小山 信彌 東邦大学医学部外科学講座 教授

堺 常雄 社会福祉法人聖隸福祉事業団総合病院聖隷浜松病院 院長

田村 典朗 社団法人日本医師会治験促進センター 企画開発室長

中島 唯善日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 臨床評価部会 副部会長

藤原 博明 株式会社富士クリニカルサポート 相談役

藤原 康弘 国立がんセンター中央病院 臨床試験・治療開発部長

(敬称略、50音順)16

治験情報IT化検討チーム(委員リスト)

【委員長】

伊藤 澄信 独立行政法人国立病院機構本部 医療部 研究課長

【委員】

石川 洋一 国立成育医療センター 薬剤部 主任薬剤師

大津 洋 東京大学大学院医学系研究科 臨床試験データ管理学講座 特 任助教

佐瀬 一洋 順天堂大学大学院医学研究科 臨床薬理学 教授

琢磨 律儀 独立行政法人国立病院機構本部 医療部 治験推進室長

谷澤 公彦 日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 臨床評価部会

田村 典朗 社団法人日本医師会 治験促進センター 企画開発室長

(敬称路、50音順)

17

EDCの定義(基本イメージ) 医療機関 「大シター 「大システムに入力 「大システムに入力 「データベース 「T化の進展 「T化の進展 「T化の進展 「T化の進展 「T化の進展 「T化の進展 「T化の進度 「Tインター 「データベー 「データベー 「アータベー 「アータグー 「アーター 「アータグー 「アータグー 「アータグー 「アータグー 「アータグー 「アータグー 「アータグー 「アーター 「アーター 「アーター 「アーター 「アータグー 「アーター 「アーの 「アーター 「アーの 「アーター 「アーの 「ア

治験情報のIT化に係る 専門家等からの意見聴取

- ●医療機関の立場から 金沢大学医学部附属病院 古川 裕之 静岡がんセンター 齋藤 裕子
- ●治験依頼者の立場から ファイザー株式会社 小原 教仁 アストラゼネカ株式会社 前北 峰成
- ●医療情報標準化の立場から 東京大学医学部附属病院 木内 貴弘 浜松医科大学 木村 通男
- ●電子カルテとEDCの連携を試行した立場から 国立成育医療センター 石川 洋一
- ●規制当局の立場から 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 信頼性保証部

蚁称略)

臨床研究(治験)適正化及び推 進のための医機連活動概要

治験中核病院·拠点医療機関等協議会 平成20年12月2日(火)

> 医機連GCP委員会 上崎勇一(カネカ)

医機連GCP委員会

- 医療機器GCPの改善
- -医薬品GCPとの整合化
- -必須文書(治験関連文書・記録)の合理化
- -GCP運用基準の改善
- ・ 臨床試験(治験)要否判断基準の明確化
- -治験ありきからの脱却
- -臨床試験(治験)のあり方検討

臨床研究(治験)適正化及び推進の ための医機連活動概要

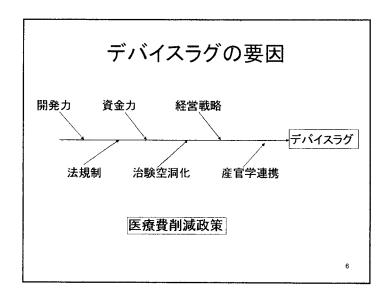
- 1. 医機連GCP委員会
- 2. 医機連5か年戦略推進WG
- 3. 医機連HBD分科会
- 4. 医機連METIS戦略会議
- 5. 厚生科学特別研究(GCP)
- 6. GHTF/SG5
- 7. ISO/TC194/WG4

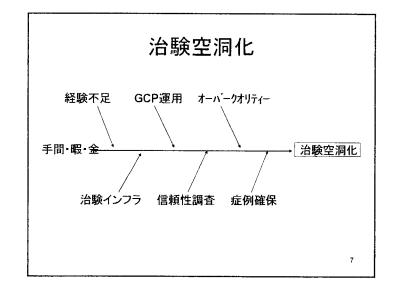
背景(疑問)

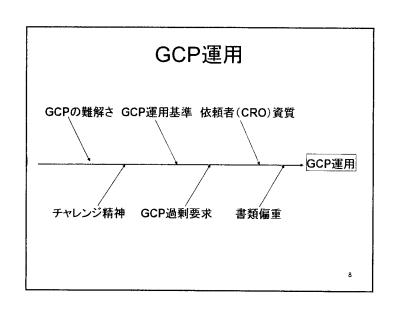
・「主要GCP(日本/米国/ISO/ICH)に大きな差異はなく、何れのGCPに適合する臨床試験(治験)でも相互に受容できる。」と言われているが、「治験の空洞化(43件/H15→19件/H19)」が生じ、「日本での治験は困難」と言われ、「医療機器に適したGCP及びその運用改善が必要」と言われているのは何故か?

医療機器に適したGCPとは?

- ・ 医療機器特有のGCPとは何か(特別の要素はあるの か)?
- →医薬品も医療機器もGCPとしての要素に大きな違い はないのでは?
- 医薬品GCPと医療機器GCPの併存は可能か?
- →大きく異なる二種類のGCPへの医療施設の対応は 困難?
- →GCPの運用(省令・局長通知・室長通知・事務連絡・ PMDAでの運用)改善







GCP過剰要求

- ・ 欧米と比べて、GCPそのものに大きな差異 はないが、日本では必要以上の要求がある。
- 欧米でGCPはMinimum requirementだが、 日本ではMaximum requirement。
- ・ 治験の本質に関わらないことまで厳密な適合 (実施)が求められる。
- 日本の治験実施体制(インフラ)が未整備。

9

GCPの合理化のためには

- ・欧米のGCP運用の実態調査と導入
- ・治験依頼者(CRO)、治験実施機関、及び PMDAへのQMSの導入・改善
- ・ GCP信頼性調査のQMS調査への移行
- ・QMS調査の改善(国際基準)
- ・ 公務員免責法の導入
- ・ 国民の理解

1(

医機連5か年戦略推進WG

- ・ 臨床研究サブWG
- -未承認機器の臨床研究への提供
- -未承認機器臨床研究の法整備
- -医療機器臨床研究クラスターの整備
- -IRBの充実
- ・東アジア連携サブWG
- -医療機器規制関連法規調査
- -GCP調査
- -臨床試験(治験)実施実態調査

医機連HBD分科会

・ HBD専門家会議(日米の産官学から構成)

日:厚労省、医機連、学会

- 米:FDA、AdvaMed、学会
 日米並行治験・並行審査試行(循環器系)
- ・ 産官学協働体制強化(パートナー化)
- 実践力の強化

12

医機連METIS戦略会議

- 医療機器開発産学連携(議長:北村先生(国 循)、事務局: 医機連、オブザーバー: 厚労省、 **PMDA**
- 医療機器の薬事承認のあり方検討
- 医療機器の臨床試験(治験)のあり方検討
- ・ 医療機器の開発促進検討

GHTF/SG5

- NI文書(定義)及びN2文書(コンセプト)の日 本への導入検討
- N3文書(臨床試験)案の検討
- ・ N4文書(市販後調査)案の策定
- ・ N5文書(有害事象報告)案?の策定

厚生科学特別研究(GCP)

- 主任研究者: 妙中先生(国循)
- 分担研究者:山本先生(国循)、成川先生(北 里大)、小林先生(千葉大)、上崎(医機連)
- ・ 医療機器の治験のあり方検討(医師主導治 験、探索的治験、治験中の変更、治験の要 否、GCP運用)
- ・ 欧米の関連規制類の調査研究

ISO/TC194/WG4

- ISO/TC194(生物学的評価)国内委員会(委 員長:土屋先生(衛研))
- ISO/TC194/WG4(臨床評価)(主査:上野 氏)
- ISO-GCP(ISO 14155) 改訂作業中
- 2009.1:ISO/DIS 14155投票
- 2010~2011:改訂?

臨床研究(治験)適正化及び推進のための医機連活動概要

勝負はこれから

- ・政策的にもdevice-lag解消の重要性が認識され、 医療機器産業の育成の観点からも改革に乗り出し ている今こそ、千載一遇のチャンスであり、医機連と しても総力を挙げて改善に取り組みたい。
- そのためにも、治験実施医療機関の医療機器治験 関連情報の開示及び益々の産学連携強化が不可 欠であると思料いたします。

ご清聴有り難うございました。

9

第3回治験中核病院·拠点医療機関等協議会

医薬品の治験制度の改正について

平成20年12月2日

厚生労働省医薬食品局審査管理課

報告書を受けての省令等の改正(1)

(GCP省令関連)

- 平成19年10月2日
 - ▶ 治験に係る文書又は記録について(課長通知)
- 平成20年2月29日
 - ▶ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令
 - ▶ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令の 施行について(局長通知)
- 平成20年3月26日
 - ▶ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令の 施行等に関する留意事項について(課長通知)
- ■平成20年10月1日
 - ▶ 「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について(課長通 知)

「治験のあり方に関する検討会」報告書(平成19年9月19日)の概要

- 1. 実施医療機関外の治験審査委員会の活用
- ✓ 実施医療機関の長が、当該実施医療機関の内外を問わず、治験審査委員会を選択できる こととするとともに、設置主体に医療に関わる独立行政法人、学校法人等を追加
- ✓ 治験審査委員会に関する情報の公開を義務化
- 2. 治験の計画の届出事項の整理と事後変更届の活用
- ✓ 届出事項について、治験審査委員会の設置者の名称、所在地の追加、治験分担医師の 職名等を削除する等の整理
- ✓ 治験分担医師の氏名表記の変更等の事前届出から事後届出への変更
- 3. 治験中の副作用等報告の整理と定期報告制度の導入
- ✓ 定期報告制度を導入し、それを活用することにより規制当局及び実施医療機関への一部 の億別の副作用等報告を不要とする等の整理
- 4. 治験に係る文書の整理
- ✓ 治験に必要な文書及び記録を60種類に整理
- 5. その他
- ✓ 治験薬の品質管理、運搬等を確実に行うことを前提に、第三者を介した治験薬の交付を認。

「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について

(平成20年10月1日薬食審査発第1001001号審査管理課長通知)

(旧運用通知からの主な改正点)

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第2 医薬品の協作品級の表現の表現の基準に関する音かの。 1972年の第19

- 治験実施計画書の分冊及び症例報告書の見本の取扱いについて解釈を追記(第7条第4項及び第5項、第10条第1項、第15条の4第4項、第32条第1項及び第2項)
- 実施医療機関の長へ事前に提出する文書のうち、モニタリングに関する手順書、監査に関する手順書及び治験分担医師の履歴書に関する規定を改正(第10条第1項、第15条の7)
- 治験責任医師及び実施医療機関の長に通知する副作用等について留意事項を追記(第20条第2項
- 迅速審査の対象となる事項の例示を削除及び治験実施計画書からの逸脱が認められる事務的事項の変更(こついて例示を追記(第28条第2項)
- 継続審査の対象となる事項について解釈を追記(第31条第2項)
- 実施医療機関の長が講じる必要な措置の内容について追記(第36条第1項及び第2項)
- | 10 .治験実施計画書から逸脱した際の取扱いを改正(第46条第1項)

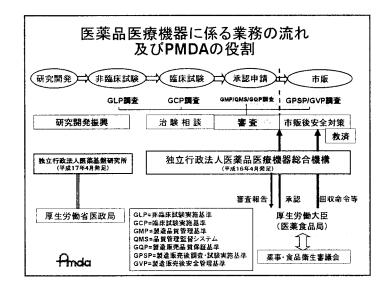
(施行日)

1. は改正GCP省令の運用を示すので、一部を除いて平成20年4月1日。2. ~10. は、平成20年 10月1日。

平成20年度 治験中核病院·拠点医療機関等協議会 Amda

治験推進に向けた 医薬品医療機器総合機構 の取り組み

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構



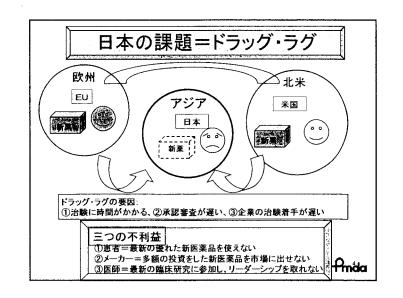
医薬品医療機器総合機構 (PMDA)とは

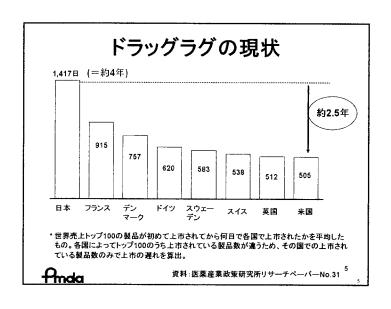
- 医薬品、医療機器の承認 審査
- **A**mda
- 市販後安全性情報の収集 分析、提供
- 医薬品副作用等の健康被害の救済

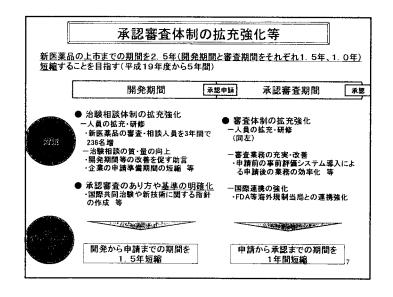
を実施する独立行政法人 (日本のFDA) H16(2004)年4月1日設立



Amda







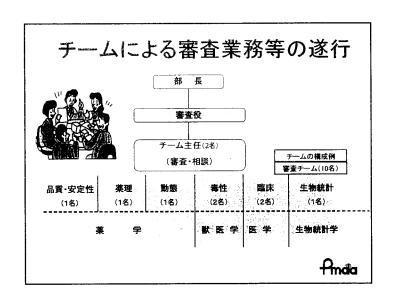
PMDAの審査体制の強化

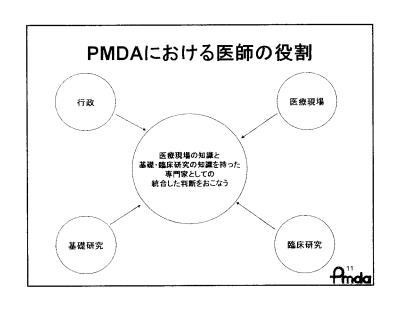
- ・平成18年12月25日総合科学技術会議(議長:総理大臣)報告<科学技術の振興及び 社会への還元に向けた制度改革について> 「医薬品等の承認審査の迅速化・効率化
 - 「医薬品等の承認審査の迅速化・効率化を図るため、機構の審査人員を概ね3年間で 倍増すべき。」
- ・機構は、これを踏まえ、平成19年度から概 ね3年間で審査人員の大幅な増員(236名) を行う。

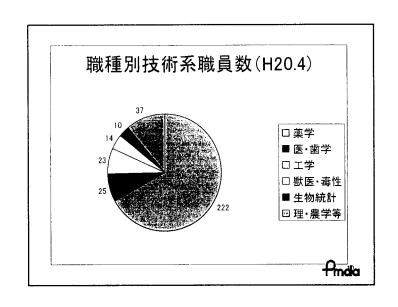
Amda

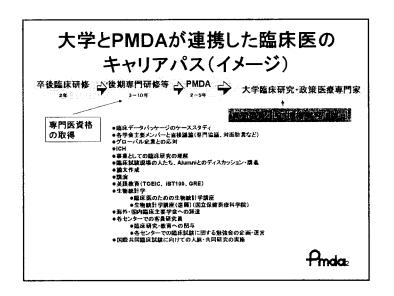
PMDAにおける臨床系審査員 の必要性について

Pmda:





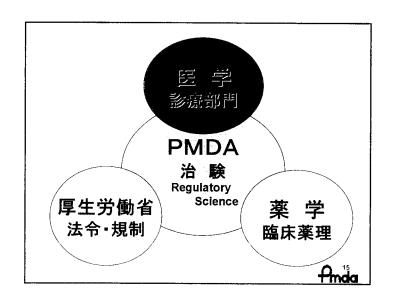




PMDAにおける臨床系審査員の募集

- ・ 応募要件: 臨床経験5年以上の医師
- ・ 給与:国立病院に勤務する医師とほぼ同等
- · 勤務地:東京·霞ヶ関
- 勤務時間:9時30分~18時15分
- ・休日:土・日、国民の祝日、年末年始
- ・研修日:あり(原則週1日)
- ・ 学会参加の機会: あり
- ・宿舎貸与:可

Pmda:



連携大学院の提案について

Pmda.

PMDAに於いて 医学・薬学・規制当局と一体化して 学ぶこと

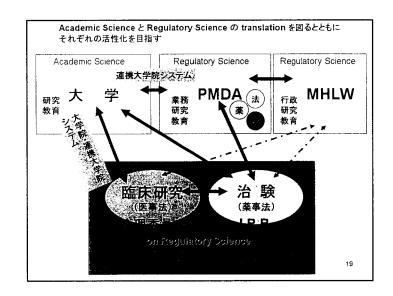
- •治 **験**
- ・臨床研究
- Regulatory Science

Pmda₆

PMDAにおける連携大学院について

- a) PMDAにおける主な到達目標
- ① 医薬品・医療機器の審査・安全対策の実務の経験を通じ、レギュラトリー サイエンスの基本的な知識を身につける
- ② 医学文献に関する批判的吟味の能力を身につける
- ③ エビデンスに基づく医薬品等の有効性、安全性に関する判断能力を身に つける
- ④ 到達点を念頭に置いた治験デザインの設計についての基本的な知識を 身につける
- ⑤ GCPを始めとする治験のルール、適切な実施体制について理解する
- ⑥ PMDAにおいて獲得した知識、経験を基に公表可能な資料を用いて論文 を作成する
- b) 対象者(博士課程) 5年以上の臨床経験を積んだ医師(特定分野の専門医資格を有している者 が望ましい)
- c) 受入可能人数 若干名

fmda-



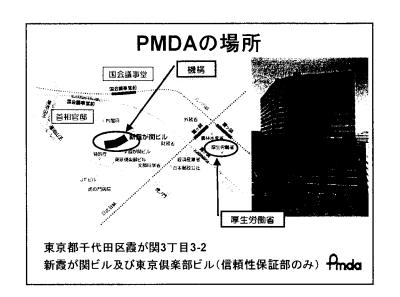
- d) 受け入れ可能期間 当該学生につき、2~4年
- e) PMDAにおける学生の資格又は身分

企業秘密等の高度な機密事項に関与する場合も多いことから、就業規則等の規制が適用される嘱託職員(有給)として雇用することが前提

(勤務形態)

- ① 最低週3日以上のPMDAにおける研究を義務づける
- ② それ以外の日に関しては、大学病院等での臨床勤務も認める
- ③ 就業規則等の遵守
- ④ 新規採用職員研修への参加(新任者研修、基礎研修、専門研修等)
- ⑤ 博士号取得後一定期間の営利企業への就職の自粛(検討中)
- f) PMDAにおける受入想定部署 新薬審査各部、生物系審査各部、医療機器審査部、一般薬等審査部、 信頼性保証部、安全部(テーマに応じ相談)

Pmda:



治験推進に向けた医薬品医療機器総合機構の取組み

ご清聴ありがとうございました。



治験中核病院·拠点医療機関等協議会 設置要綱

(目的)

第1条 治験中核病院・拠点医療機関等協議会(以下「協議会」という。)は、厚生労働科学研究費補助金「臨床研究基盤整備推進研究事業」、医療施設運営費等補助金「治験拠点病院活性化事業」及び文部科学省「橋渡し研究支援推進プログラム」に参加する各機関が相互に連携し、「新たな治験活性化5カ年計画」(平成19年3月30日文部科学省・厚生労働省)に基づき、効率的かつ迅速に治験・臨床研究を実施できる体制を構築することを目的とする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 各機関における取組の進捗状況
 - (2)「新たな治験活性化5カ年計画」の実施上の課題とその対応
 - (3) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

- 第3条 次に掲げる事業を実施している機関の代表者及び治験・臨床研究担当者により構成する。
 - (1) 厚生労働科学研究費補助金「臨床研究基盤整備推進研究事業」のうち「医療機関における臨床研究実施基盤整備研究」
 - (2) 医療施設運営費等補助金「治験拠点病院活性化事業」
 - (3) 文部科学省「橋渡し研究支援推進プログラム」
- 2. 次に掲げる団体は、協力機関として参加する。
 - (1)(社)日本医師会治験促進センター
 - (2) 日本製薬工業協会
 - (3) 日本医療機器産業連合会
- 3. 協議会に会長及び副会長を置く。
- 4. 会長は、構成員の互選により選出し、会務を統括する。
- 5. 副会長は、構成員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故が あるときは、その職務を代理する。

(招集)

- 第4条 協議会は会長が招集する。
- 2. 協議会は必要に応じ、構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3. 協議会は、第3条第1項に示す機関の過半数の出席で成立し、出席した構成員の過半数で議事が決せられる。

(協議会の公開)

第5条 協議会は原則として公開とする。

(運営幹事会)

- 第6条 協議会に運営幹事会を置く。
- 2. 運営幹事会は幹事長及び幹事により構成する。
- 3. 幹事長及び幹事は、協議会構成員又は構成員の指定する者の中から、会長が厚生労働省医政局研究開発振興課長と協議の上指名する。
- 4. 幹事長及び幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5. 運営幹事会は幹事長が主宰する。
- 6. 運営幹事会は次の事項を審議決定するため、必要に応じて随時開催する。
 - (1)協議会において協議すべき事項
 - (2) 協議会から委任された事項
 - (3) 会長が特に必要と認めた事項
 - (4) その他協議会の議決を要しない会務の執行

(事務局)

第7条 協議会事務局は厚生労働省医政局研究開発振興課に置く。厚生労働省 医政局国立病院課、文部科学省高等教育局医学教育課及び研究振興局研究振興 戦略官付(以下「関係課」という。)等はこれに協力する。

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、厚生労働 省医政局研究開発振興課長が関係課長と協議の上、別に定める。
- 2. 協議会を構成する機関のうち、第3条第1項(1)(2)に参加する機関は次の事項を遵守するものとし、また、第3条第1項(3)に参加する機関は次の事項に協力するものとする。
 - (1) 国内未承認医薬品・医療機器の解消や国際共同治験の推進等に係る国 の施策、指導に協力するとともに、治験関係書式について統一された モデル書式を使用する等「新たな治験活性化5カ年計画」に定めるア クションプランに従うこと。
 - (2) 各々の機関における治験・臨床研究に関する現状を分析し、活性化のための目標及び計画を立案し、実行すること。
 - (3) 目標及び計画、成果について協議会参加機関間で共有し、他の機関の 効果的な取組を取り入れ、更なる活性化を図ること。

(附則)

この要綱は、第1回協議会の開催日(平成19年8月2日)から施行する。

以上

平成19年 8月 2日 施行 平成20年 2月 1日 一部改正